

◎ 私道寄附 《市では幅員 4 m以上の既設私道の寄附を受け付けています。》

私道寄附をするまでの流れ

申請者

市

1. 事前相談

寄附の条件を確認

道路の起点及び終点が公道に接続している
(通り抜け道路)

ア または、
公道に面する建物を除き 2 棟以上が道路に
接道している (行き止まり道路)

イ 道路幅員が 4 m 以上

ウ 道路上に支障物がない (電柱、ブロック等)

エ 所有権以外の私権 (抵当権) が設定されて
いない

オ 道路用地として土地が分筆されている

カ 地権者全員 (隣接地権者を含む) の同意が必要
※ この段階では、同意書の作成は不要です

現地調査等により、寄附の条件
ア～オを確認

相談者に調査の結果を報告

調査の結果、
受納可能であ
れば、
2.事前協議へ

調査の結果、
受納できない状
態であれば、
すべての条件が
そろった状態で
再相談

2. 事前協議

事前協議書類を提出

ア 私道寄附事前協議書

イ 案内図

ウ 公図の写し

エ 土地登記簿謄本

オ 寄附同意書

カ その他市長が必要と認める書類

事前協議書類を確認
現地境界測量・図面作成

※申請いただいた年の次年度以降の調査になります。
測量の結果、受納に支障がある場合は原因の解消
をお願いします。

受納可否決定通知

受納可であれば、
3.私道寄附申
込書の提出へ

受納否であれば、
指摘項目を是
正のうえ再協議

3. 私道寄附申込書の提出

私道寄附申込書類を提出

ア 私道寄附申込書

イ 登記原因証明情報

ウ 土地登記承諾書

エ 印鑑証明書

オ 境界確認承諾書及び境界確認図
(寄附者が土地を測量した場合)

カ その他市長が必要と認める書類

私道寄附申込書類を確認
所有権移転登記

所有権移転済通知 (寄附完了)

完了

市による維持管理

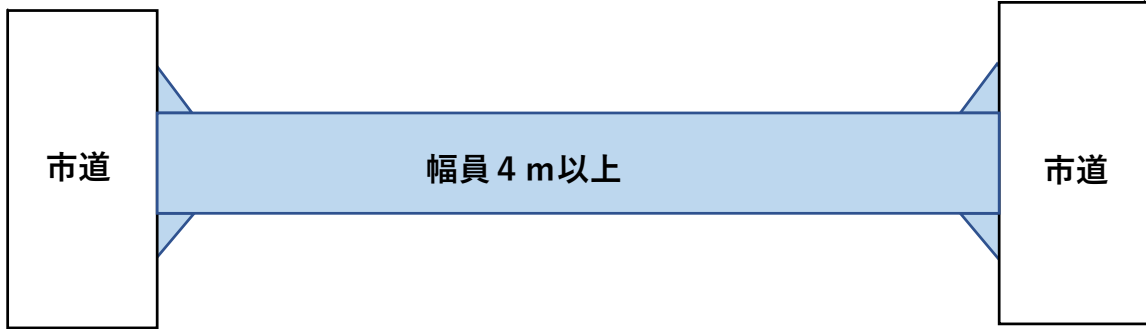
寄附の対象となる道路（例）

○ 通り抜け道路（起点及び終点が公道に接続している） → 認定市道

・幅員 4.00m以上で隅切りが確保されている道路

（建築基準法第42条第1項第3号の規定において）

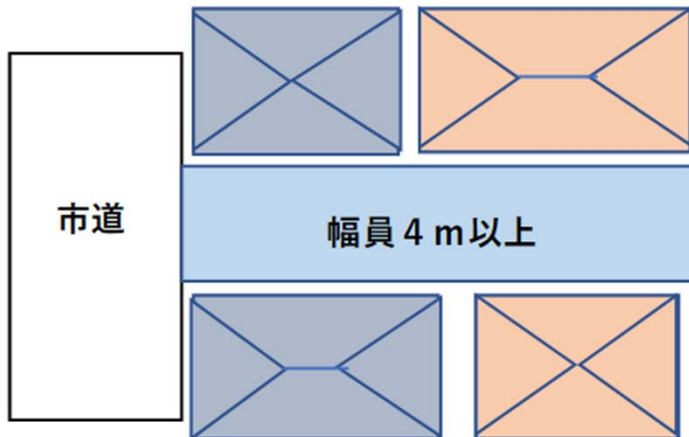
・位置指定図どおり整備された道路（建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路）



 : 寄附対象

○ 行き止まり道路（起点又は終点のいずれかが公道に接している） → 認定外市道
（令和4年4月に要綱が改正され、行き止まり道路も寄附の対象となりました。）

・道路に面する建物の棟数が、公道（市道）に面するものを除き、2棟以上である



上尾市都市整備部建設管理課
電話：048-775-8597（直通）
FAX：048-775-9906
E-mail：s404500@city.ageo.lg.jp